### 高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第183号

## いつの間にか切替えに!?電力の切替えトラブルにご注意!

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてほしい」と電話があった。よく分からず言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えると、後日契約切替え手続きの封書が届いたなどといった電気の契約切替えトラブルの相談が全国の消費生活相談窓口に寄せられています。

#### 【県内事例①】

事業者から、「利用中の電気料金は高い。当社と契約すれば安くなる」と何回か勧誘の電話がかかり、シミュレーション資料を見せられ信用した。送られてきた申込書に検針票のお客様情報を記入して契約を変更したが、実際は料金が高くなっていたため解約したい。

(70代 男性)

#### 【県内事例②】

事業者の訪問があり、「電気メーターをアナログからデジタルに変更する必要があるが、その際に電気の供給元を変えないか」と言われた。「中継先が変更になるのみで、契約事業者は変わらない」との説明だったため、新電力の契約とは思わずスマートフォンでQRコードを読込んで必要事項を入力した。後日、メーターの交換時に、再度電力会社は変更とならないか確認したところ、変更になると言われた。事業者の説明が違っており、契約事業者を変更したくないのでキャンセルしたい。クーリング・オフの期間が過ぎているが、どうしたらよいか。

(20代 男性)

#### アドバイス

- 1. 電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や料金プラン、算定方法などの契約条件をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。
- 2. 検針票に記載されている情報を伝えたところ、勝手に別の会社に切替え手続きを されていたというケースもあります。安易に検針票の記載事項は伝えないようにし ましょう。
- 3. 電話勧誘や訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。業者に言われるままに契約してしまったとしても決して諦めないでください。
- 4. クーリング・オフ期間を過ぎても諦めず、すぐに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)





©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999